国立大学法人東京医科歯科大学歯学部入学試験検討委員会規則

（平成２３年　５月　１日
規　則　第　６　０　号）

（設置）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学入学者選抜方法改善委員会規則（平成１６年規則第８７号。以下「改善委員会規則」という。）第９条第２項の規定に基づき、歯学部入学試験検討委員会（以下「検討委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　検討委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・研究のうえ、歯学部内において検討することを目的とする。

(1) 歯学部歯学科及び口腔保健学科（以下「各学科」という。）に係る入学者選抜方法に関すること

(2) 各学科に係る入学試験の諸問題に関すること

（組織）

第３条　検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 歯学部教授会から選出された大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の教授　６名

(2) 歯学部教授会から選出された大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻（口腔保健学系）の教授６名

(3) 教養部教授会から選出された教授または准教授　２名

(4) 検討委員会委員長が必要と認める本学の教授、准教授又は専任講師　若干名

(5) 統合教育機構事務部入試課長

(6) 歯学部事務長

２ 前項第１号から第４号までの委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　前条第１項第１号から第４号までの委員の任期は１年とし、５月１日から翌年の４月３０日までとする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　検討委員会に委員長を置く。

２　委員長は、第３条第１項第１号の委員の中から歯学部長が指名する。

３　委員長は、検討委員会を招集し、その議長となる。

４　委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議）
第６条　検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（小委員会）
第７条　検討委員会に、各学科の固有の事項について検討するための部会を置くことができる。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

（報告）
第９条　検討委員会委員長は、必要に応じて第２条に掲げる事項の検討結果を、歯学部教授会及び教養部教授会の議を経て、入学試験委員会又は入学者選抜方法改善委員会に報告する。

（庶務）
第１０条　検討委員会の庶務は、歯学部事務部の協力を得て統合教育機構事務部入試課において処理する。

（雑則）
第１１条　この規則に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、検討委員会が別に定める。

附　則
この規則は、平成２３年５月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月３０日規則第４６号）
この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年５月２１日規則第３９号）
この規則は、平成２６年５月２１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
附　則（平成２７年６月１日規則第１４２号）
１　この規則は、平成２７年６月１日から施行し、平成２７年５月１日から適用する。
２　国立大学法人東京医科歯科大学歯学科入試小委員会内規（平成２３年歯学部長制定）及び国立大学法人東京医科歯科大学口腔保健学科入試小委員会内規（平成２３年歯学部長制定）は廃止する。
附　則（平成２８年６月９日規則第１０４号）
この規則は、平成２８年６月９日から施行し、平成２８年５月１日から適用する。
附　則（平成２８年７月１日規則第１１１号）
この規則は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成２９年６月１日規則第８０号）
この規則は、平成２９年６月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年６月１日規則第８０号）

この規則は、平成３０年６月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和５年５月２５日規則第７４号）

この規則は、令和５年５月２５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。